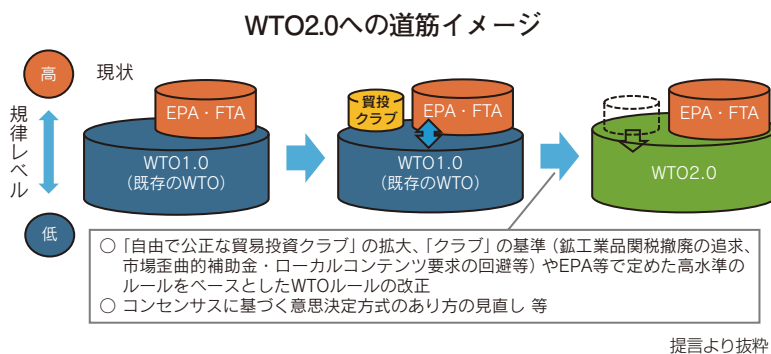




開催される第14回WTO閣僚会議(MC14)前の公表であり、時宜を得ていると受け止めている、WTO内で取り上げられている改革の論点を網羅する具体的な内容であり、歓迎している、さらに本提言をWTO改革の議論に取り込んでいきたいといった前向きな見解を頂戴した。

そのうえで、「自由で公正な貿易投資クラブ」が中核となるルールを作り、そのルールをWTO協定に落とし込んでいく方法など、

経団連が具体的に踏み込んだ提案をしたことも評価いただいた。なお、MC14までは、WTOの全加盟国・地域がWTO改革の必要性についてコンセンサスを得るために全力を尽くすことが重要であり、それを得たうえで、改革の道筋の一つとしてクラブを提唱した方が各国の理解を得やすいのではないかと、いった提案をいただいた。

加えて、経団連には、他国の経済団体や政府に対しても、WTO改革に向けて協働するよう働きかけてもらいたいとの期待が示された。

(2) WTO改革の動向

現在、先述のノルウェー大使のもと、WTOが機能している点は何か、機能していない点は何か、将来的な課題に対応するためにWTOをどう位置付けるべきか、といった内容について議論しており、経団連が提言で言及している各論については、次のように考えているとの説明があった。

①貿易と環境

炭素国境調整措置(CBAM)については、本来の意図に反して保護主義的に見えてしまうことがある。このためWTOは、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等と共にカーボンプライシングに関する作業を行っており、各国で異なる制度を調和できないか検討している。

②紛争解決

上級委員会が機能回復を停止している。上級委員会を代替するために一部加盟国が運用している多数国暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA)の参加国・地域は増加傾向にある。MPIAが拡大することで、WTOの紛争解決



オコンジョ・イウエアラWTO事務局長(中央)

機能が相当程度回復することを期待したい。

今後の取り組み

今回の訪問を経て、WTO改革に向けた機運が高まっていることや、改革に向けて連携できる国・地域が多々いることを肌で感じることができ、大変心強く思う。また、WTOでは、産業界の具体的な意見が強く求められていることも実感した。

経団連は、ミッションの派遣や二国間委員会の活動、B7サミットやアジア・ビジネス・サミット等の複数国間の枠組みを通じて、WTO改革に関する問題意識を各国経済界と共有するとともに各国政府へ働きかけていく所存である。

報告 WTO訪問を振り返って

筒井義信
つつい よしのぶ
経団連会長
日本生命保険特別顧問

経団連は、2025年10月14日に「WTO2.0」の構築に向けて——WTO改革に関する提言」を公表するとともに、10月22日から24日にかけて、私が団長を務めるミッションをWTO本部があるジュネーブに派遣し、ンゴジ・オコンジョ・イウエアラWTO事務局長らと面会した。経団連会長就任後、初の海外訪問となった今回のミッションでは、柿木真澄審議委員会副議長、磯野裕之通商政策委員長、久保田政一副会長・事務総長と共に意見交換に臨んだ。

提言の概要

昨今、オコンジョ・イウエアラ事務局長はWTO改革にしばしば言及しており、2025年6月にはノルウェーのWTO担当大使をファシリテーターに任命し、改革に関する議論を行っている。この機を逸することなく本格的な改革に着手し、目に見える成果を挙げる必要がある。

経団連は、2024年12月に公表した中長期ビジョン「FUTURE DESIGN 2040」において、WTO改革の到達

点として「WTO2.0」の構築を打ち出しており、今般の提言では、WTO2.0に向けた道筋と方向性・具体策を取りまとめた。まず、道筋の一つとして、B7東京サミット(2023年4月)の共同提言に盛り込まれた「自由で公正な貿易投資クラブ」の形成を改めて提案している。同クラブは、一定のハイレベルな貿易投資の基準を満たす有志国により形成することを想定している。そのうえで、同クラブが、その基準や既存のEPA等で定められた高水準のルールをWTO協定に取り込むという触媒の機能を果たすことで、既存のWTO(WTO1.0)を高度化する。その過程で同クラブの参加国・地域を拡大し、最終的な到達点としてのWTO2.0の構築へとつなげることを考えている(図表参照)。

この道筋に沿ってWTO2.0を構築するにあたっては、(1)結果を出せる体制への改革、(2)現状に合った体制への改革、(3)決めたことが遵守される体制への改革——の方向性のもとで次の具体策を進める必要がある。

(1)結果を出せる体制への改革

WTOでは、慣習としてコンセンサスに基づく意思決定が行われているため、現状では1カ国・地域でも反対すれば、物事が決まらない。コンセンサスによる意思決定を基本としつつも、少数の反対国・地域によってルールの形成が妨げられることはない旨をWTO協定に明記すべきである。

(2)現状に合った体制への改革

1995年にWTOが設立されてから、経済安全保障やサステナビリティの確保の重要

性が増すとともに、デジタル化が急速に進展するなど、世界の貿易をめぐる状況は大きく変化している。それらに対応したルールを整備することにより、現状に合った体制に改革することを求めている。

(3)決めたことが遵守される体制への改革

WTOは、二審制の紛争解決制度を導入している。しかし、一部加盟国が控訴審にあたる上級委員会の権限逸脱等を指摘し、上級委員(裁判官に相当)の任命を阻止しているため、控訴審が機能不全に陥っている。このため、紛争の被申立国側が一番の裁定に不満な場合、機能しない上級委員会に「空上訴」すること、最終解決を阻止できるのが現状である。上級委員会の権限を明確化するなど、加盟国の支持を得られる形で紛争解決制度の機能を回復することが求められる。

訪問の概要

ジュネーブでは、オコンジョ・イウエアラ事務局長やノルウェー・米国・中国・EU・オーストラリア・シンガポールのWTO担当大使らと面会し、提言の実現を働きかけるとともに意見交換を行った。

オコンジョ・イウエアラ事務局長からは、(1)提言に対する評価をいただくとともに、(2)WTO改革の動向を紹介いただいた。

(1)経団連提言の評価

まず、「WTOは必要か」という疑問も提起される中、経団連のWTOへの支持を心強く思うとの発言があった。

また、経団連の提言は、2026年3月に